

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日を翌日とする)

告

示

## 鳥取県告示第八百三十一號

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一回六十三條の二第一項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十三年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 雄 次

## 昭和63年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

## 1. 事業実績

加入都道府県市町村会員数	1,219
加入戸数	886,771戸
共済契約金額	3,223,715,678,000円
共済分担金	694,606,256円
罹災戸数	339戸
災害共済金	271,574,005円
復興建築助成戸数	144戸
復興建築助成金	30,132,457円
防火・住宅施設改善助成会員数	209
防火・住宅施設改善助成金	46,957,600円

◇公

告

- ◆告示 相互救済事業に係る昭和六十三年度の経営状況(総務課)
- 鳥取県家計調査要綱の廃止(統計課)
- 保険医療機関の指定の取消し(保険課)
- 保険医の指定の取消し(〃)
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理の取消し(〃)
- 国民健康保険医の登録の取消し(〃)
- 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)
- 結核予防法による指定医療機関の辞退(〃)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 収入証紙の小売りやさき人の指定(余訟課)
- 収入証紙の小売りやさき人の廃止(〃)
- 林業改良指導員資格試験の実施(造林課)
- 獵銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

火曜日 8月8年元成平

鳥取県公報

## 災害見舞戸数

災害見舞金

3,299,655円

## 2. 収支計算

## (1) 収入 共済分担金収入

694,606,256円  
56,067,411円

## 会館収入

95,782,120円

## その他の収入

846,455,787円

## 前期繰越収支差額

135,278,504円

981,734,291円

383,463,522円

## (2) 支出 事業費

## 管理費

161,813,285円  
54,649,262円

160,278,504円

65,951,698円

826,156,271円

## 会館管理費

155,578,020円

## 特定預金支出

20,299,516円

155,578,020円

826,156,271円

155,578,020円

## 前期繰越収支差額(A)-(C)

826,156,271円

155,578,020円

826,156,271円

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第八百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ハ十一の規定に基づき、次のとおり保険医療機関の指定を取り消したのを、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二一条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指定の取消しの効力発生年月日
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	平成元年七月十日

## 鳥取県告示第八百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ハ十三の規定に基づき、次のとおり保険医の登録を取り消したのを、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十一号  
 鳥取県家計調査要綱（昭和四十八年五月鳥取県告示第111号川十號）は、  
 平成元年八月八日限り廃止する。

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
上 田 良 雄	鳥医第一四四号	平成元年七月十日

## 鳥取県告示第八百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十八条の規定に基づき、次のとおり療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により告示する。

平成元年八月八日

名 称	所 在 地	申出受理の取消しの効力 発生年月日
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	平成元年七月十日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
上 田 良 雄	鳥国医第一二四号	平成元年七月十日

## 鳥取県告示第八百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
中野医院	鳥取市吉成南町一丁目二七一 東伯郡東伯町大字保五五一	平成元年七月二十六日

## 鳥取県告示第八百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及

び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十  
三号）第九条の規定により告示する。

医療法人社団門脳内科医院	倉吉市山根五八六
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇
医療法人社団西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二
医療法人くまの歯科医院	倉吉市西倉吉町二七〇二
医療法人岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目一六一
医療法人社団伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六一一
医療法人社団林原医院	東伯郡赤穂町大字赤穂一〇九二
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一一〇
医療法人藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇一二四
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二

鳥取県告示第八百三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西尾邑 次

医療機関名	所在地	辞退年月日
米本循環器消化器内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一	平成元年七月十九日
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五一	平成元年七月十日
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	平成元年七月二十日
門脳内科医院	倉吉市山根五八六	"
北室内科	鳥取市西町三丁目一一〇	平成元年七月三十一日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	平成元年七月二十七日
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	平成元年七月三十一日
西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	平成元年七月三十一日
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目一六一	"

林原医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六
	平成元年七月三十日

## 鳥取県告示第八百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字柄谷原二の三〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第八百四十号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年六月二十日	四六九	鳥取市湯所一町二丁目五五五	中山一郎	鳥取市湯所町二丁目五五五

## 鳥取県告示第八百四十一号

次とのおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので告示する。

平成元年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廢 止 年 月 日	住 所	名 称
昭和五十六年五月一日	八頭郡八東町大字北山	丹比農業協同組合

平成元年六月一四日	西伯郡今和町大井里斗 四一三	中原路三郎
平成元年六月六日	東伯郡三朝町大井本泉 三七一	川郡農業巡回組合
平成元年六月十三日	倉吉市東巖城町一 七一	鳥取県職員労働組合倉吉 土木事務所分部
平成元年六月二十四日	鳥取市元町一四三 五一	株式会社東燃
"	日野郡日野町根庭一四三 中二良枝	鳥取県経済農業協同組合 連合会日野畜産事務所
"	鳥取市湯所町一四四 中二良枝	社団法人鳥取県田家田畠 自動車協会
平成元年七月十四日	鳥取市丸山町一三三 一	

## 公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）

第2条の規定により、平成元年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成元年8月8日

鳥取県知事 西 尾 四 次

### 1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成2年10月19日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成元年10月20日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
- ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後平成元年10月20日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者
- なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する旨に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

## 2 試験の日時

筆記試験 平成元年10月20日（金）9時から

口述試験 平成元年10月20日（金）13時から

## 3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び大会議室

## 4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
- (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

## 5 受験手続

受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

## (1) 受付期間

平成元年8月10日（木）から9月5日（火）まで（郵送の場合は書留郵送とし、平成元年9月5日（火）までの消印のあるものは、有効

とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書きすること。）

## (2) 提出先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部造林課

## (3) 添付書類

## ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者にあっては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の(2)に該当する者にあっては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 1の(3)に該当する者にあっては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書  
オ 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身無帽のライカ判で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

## 6 受験願書等の交付

受験願書（履歴書及び受験資格認定申請書を含む。）は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。

郵便により請求する場合は、72円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 7 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,010円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 領収の手数料は還付しない。

### 8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合

格者には合格した旨を通知する。

### 9 その他

(1) 試験に關し不正行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に關する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7307）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

鳥 取 県 公 取 球

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

日曜火曜8月8年元成平

銃を所持している者を対象とした講習をいう。

### 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市堺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八幡、米子、 境港、溝口及び黒坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成元年9月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市堺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
平成元年9月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者	
平成元年9月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟3階 第15会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者	

### 3 受講対象者

#### (1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

#### (2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けた獵銃又は空氣

#### (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため獵銃又は空気銃の所持許可を受けようとするもの

#### (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

<p>ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空氣銃を所持している者  イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者  ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者</p> <p>4 講習時間及び講習課目</p> <p>(1) 講習時間  ア 初心者講習 4時間  イ 経験者講習 2時間30分</p> <p>(2) 講習課目  ア 猟銃及び空氣銃の所持に関する法令  イ 猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>5 考査  初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。</p> <p>6 受講申込手續  所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。  講習受講手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 講習受講手数料  ア 初心者講習 3,000円  イ 経験者講習 1,500円</p> <p>(2) 納付方法</p>	<p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>8 携行品  筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）</p>
--	--